

まちづくり

本市におけるまちづくりについて、次のような質問が行われました。

質問：深沢のまちづくりについて、市はどのような拠点を目指しているのか。

拠点整備部長：第3次鎌倉市総合計画において、地域の歴史と文化を土壌とし、自然と融合する都市機能を備えた生活感覚を重視した都市拠点として、多様な都市機能の導入を検討しながら、21世紀にふさわしい都市拠点の形成に努めるものとしている。

質問：深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業の進捗状況と今後の計画は、どうなっているのか。

同部長：県警との交通に関する協議に時間がかかり計画が遅れているが、今年度中には都市計画決定を行い、事業認可手続きの準備に入りたい。また、今後は、まちづくりガイドラインを年度内に確定し、民間と事業者の募集選定に向けた検討を行う予定である。

質問：深沢のまちづくりに対する市長の見解は。

市長：本市の抱える少子高齢、公共施設再編などの課題を解決しつつ、第3の都市拠点の創出として、地区の活性化を図っていききたい。将来の鎌倉を考えた場合、深沢地域の活性化は大変重要であり、本市の財政を支えていく意味でも、よ

り一層力を入れて取り組んでいきたい。

質問：防犯灯のLED化を推進するに当たり、今後のあり方について、市長の見解は。

市長：LEDは環境に優しく消費電力も少ないことから市の財政負担軽減にも役立つと考える。防犯灯のLED化を推進するに当たっては、地域防犯力や体感治安の向上といった視点も重要であり、地域の意向を踏まえ検討していく。

質問：都市マスタープラン（※）の見直しの中で、風致地区制度の在り方を含め、市街化区域、市街化調整区域など、市の土地利用の方向性も見直ししているのか。

まちづくり景観部長：都市マスタープランは、今年度から来年度にかけて見直し、この中で、土地利用の在り方も含め市民意見や専門的意見も聞きながら、幅広く検討・議論していくことが必要であると認識している。

質問：市街化調整区域の建築や造成の規制を他都市に先立ち、本市で先進的に取り組み、発信していくことは可能か。

市長：建築や造成の規制は、現行法制度の中で適正に執行されている。しかし、今後新たに制定する風致地区条例により質の高い緑化の誘導を行うとともに、都市計画法等の趣旨や規定を踏まえつつ本市独自の開発許可基準の制定の可能性も含めて検討していきたい。

ごみ問題

本市におけるごみ問題について、次のような質問が行われました。

質問：ごみ処理基本計画の再構築案が出されたが、どのような方法で、平成27年度までにごみ減量の目標を達成させるのか聞きたい。

環境部長：平成27年度までにごみ減量の目標を達成させるために、家庭系ごみの部分では、戸別収集有料化の実施、事業系ごみの部分では、ごみ投入前の調査や手数料の値上げ、小規模施設による減量効果、多量排出事業者への資源化の要請等に対応していく。

質問：これまでの分別・資源化によるごみの減量は市民が本当に努力してきた結果であり、ゼロ・ウェイ

ストで頑張るといふ精神が全体の政策につながっていくと思う。本市は減量化でトップクラスである中、多大な税金を使う戸別収集有料化の効果も果たしてあるのか聞きたい。

市長：減量化という意味では本市はトップクラスではないと思っており、そういう意味で、まだまだ発生抑制を図っていかねばならないと思う。戸別収集有料化は、先般モデル地区を指定し実施した結果、約1割の削減効果が出ている。この結果からもこの施策をしっかりと実施し、減量の効果を出していきたい。

質問：過去、本市でごみ半減計画を進めたとき、ダイオキシン対策の関係から焼

却施設の1つを停止させる決定をした。そのような状況下、計画達成のため、市民と事業者が分別・資源化をお願いしたが、達成できそうにないとすると、今と同じように再構築案としてごみの有料化、発生抑制、手数料の見直しを提案したという経緯がある。そのときは、非常事態宣言まで出した。その状況をどう受け止めるのか。

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

神奈川県最低賃金改定に関する意見書

我が国における働く者の雇用と生活は、所得の低迷や格差拡大に歯止めがかからず、非正規労働者は全雇用者の35%を上回り、年収200万円以下で働く労働者（いわゆるワーキングプア）は1,100万人近くに及んでいる。みずから生計を維持している労働者層へも非正規労働が拡大しており、地域別最低賃金制度の役割は重要になってきている。

また、国においては、平成25年度から生活保護基準を引き下げる一般会計予算が編成された。平成25年度の地域別最低賃金改定に当たっては、平成19年施行の改正最低賃金法及び平成22年の雇用戦略対話合意の見直しについても適切な対応を求め、生活保護基準の引き下げが他の制度に波及し「貧困の連鎖」を引き起こさないようにしなければならぬ。

一方、特定（産業別）最低賃金は、地域別最低賃金と別の役割を果たす位置づけとして、当該産業の労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認め関係労使の主導により設定するものであり、かつ、地方最低賃金審議会での審議は、労使協議を補完・代替する役割を担っている。近年、地域別最低賃金の上昇もあり、特定（産業別）最低賃金の改定に当たっては、必要性審議において「必要あり」に至らないケースが発生しており、平成25年度の特定（産業別）最低賃金の改定に当たっては、その役割を果たすために、関係労使の主導を尊重した必要性審議が行われることが重要である。

よって、国におかれては、平成25年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に当たっては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。
- 2 地域別最低賃金の改定に当たっては、平成21年度の神奈川県最低賃金審議会が公労使が結審した「生活保護との整合性」を図る観点から、生活保護との乖離解消を本年度で実現すること。
- 3 特定（産業別）最低賃金の改定に当たっては、当該産業の労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金の必要性を認め関係労使の主導により設定し、地方最低賃金審議会における必要性審議に当たっては、従来の労使代表による本審だけでなく、当該産業別の労使が入った審議の必要性も検討されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成25年6月20日

鎌倉市議会

陳情の議決結果

「採択した陳情」

◆市議会における個々の議員の賛否等を公表することについての陳情

陳情の要旨

市議会における各議案の議決結果について、個々の議員の賛否を、公表してほしいというもの

委員会及び本会議の審議結果委員会、本会議ともに総員により採択

◆神奈川県最低賃金改定に関する意見書提出についての陳情

陳情の要旨

今年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと等、国に対し意見書を提出してほしいというもの
委員会及び本会議の審議結果委員会、本会議ともに多数の賛成により採択

鎌倉市議会からのお知らせ

◇かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内

「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版（収録テープ）と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

◇請願・陳情の出し方

市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査、期限を過ぎての提出の場合は次回定例会での審査となります。

鎌倉市議会事務局 議事調査担当

電話：0467-23-3000 内線2448
FAX：0467-23-5825
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

本会議・委員会映像公開中です！

鎌倉市議会では、本会議及び各常任委員会等について生中継を行っています。（録画映像も見ることができます。）



鎌倉市議会ホームページはこちら！

鎌倉市議会 検索 または、<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/>